

みんなで常識にしよう。 男性教職員の育休

管理職の すべきこと

率先して教職員へ育休の後押しをしよう！業務分担をきっかけに、職場全体の業務効率や働き方を改革しよう！日頃から育休は常識という空気を作ろう！

パパの すべきこと

子どもが生まれることがわかったら、早めに管理職に相談しよう！育児の経験により視野が広がり、その後の業務にも活かせる！自身の働き方を見直すきっかけになる！

学校の メリット

業務効率化による生徒への教育活動の向上と、豊かな経験と価値観を持つ教職員の育成につながる！また、教職員の魅力化にもつながり、教員不足の解消にもつながる！

- 現代社会においては男性が主体的に育児に参画していくことが求められています。
- ワークライフバランスの推進や男女共同参画社会の実現にも繋がる重要な取組です。
- 児童生徒にとっても、これからの社会のあり方を学ぶよい機会になります。

知っていますか？育児に関する休暇・休業などの制度について

Q1 育児休業はどんな制度？

- 3歳未満の子を養育する職員が取得できます。配偶者が育児休業中でも取得する事ができ、1日からでも取得可能です。



Q2 育児休業を取ったら収入が心配…

- 育児休業中は子が1歳になるまで育児休業給付金が支給されます。また、共済掛金も免除されるので、手取り額では、休業前と比較した場合、概ね8割程度の収入があります。（180日まで。181日以降は、概ね6割程度。）

Q3 育児に関する休暇や制度をもっと知りたい！

- 「出産・育児に関する各種制度一覧及び育児休業制度の概要」や「育児休業を取得する場合の収入試算表」、「男性教職員の育児休業体験談」など詳しくは教職員・福利課働き方改革HP「ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組」をご覧ください。



<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2022090800047/>

